

平成22年塩尻市議会4月臨時会

総務環境委員会会議録

日 時 平成22年4月8日(木) 午前10時42分

場 所 第一委員会室

審査事項

議案第2号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般

出席委員・議員

委員長	森川 雄三 君	副委員長	山口 恵子 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	小野 光明 君
委員	中野 長勲 君	委員	古厩 圭吾 君
委員	白木 俊嗣 君		

欠席委員

委員 金田 興一 君

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

局長 酒井 正文 君 議事調査係長 中野 知栄 君

午前10時42分 開会

委員長 本日は大変御苦労さまでございます。総務環境委員会を開催したいと思います。臨時会で付託された案件がございますが、初めに当委員会の変更された職員の方々ございましたら、ここで御紹介をいただきたいと思いますが、お願いいたします。

〔職員自己紹介〕

委員長 御苦労さまです。それでは、始まる前に理事者からごあいさつがあればお願いします。

理事者あいさつ

副市長 御苦労さまでございます。4月臨時会の総務環境委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。今、一部4月の異動に伴いまして、新たに当委員会関係のセクションにまいりました職員の紹介をいたしました。4月からまた新体制になりましたので、総務環境委員会の皆さんには、いろいろまた何かと御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

早速でございますけれども、本日御提案申し上げました案件につきまして、一般会計の補正予算でございますけれども、今回の補正予算はウイングロードビル再生に伴います改修事業費、それから社会福祉センターの施設の改修が必要になりましたので、緊急の対応が必要ということで盛りさせていただきました。その関係の歳入部分でございます。それぞれ詳細な説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 御苦労さまです。先ほど、私のほうから、委員の皆さん、全員そろっているというお話をすることを忘れたのですが、金田委員がそういうわけで欠席をしておりますが、以外、全員そろっておりますので、これより開催をしたいと思います。

議案第2号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳入全般

委員長 それでは、私どもの総務環境委員会に付託をされました案件は付託案件表にありますとおり、議案第2号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中の歳入全般についてであります。早速、これより審査を行いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。それでは説明を求めます。

財政課長 それでは、一般会計補正予算(第1号)の歳入とあわせまして、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正について、御説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

まず、12ページをごらんいただきたいと思います。今回、補正をお願いたしますのは、民生費で社会福祉センター送油管の改修経費470万円、商工費で大門一番町地区暮らし・にぎわい再生事業の6,580万円でございます。この財源内訳につきましては、12ページの財源内訳のとおりでございます。社会福祉センター関係では、470万円全額を一般財源で充当ということで、財政調整基金を充てるものでございます。大門一番町地区暮らし・にぎわい再生事業では、ウイングロード管理業務委託料1,030万円につきましては、全額、県の緊急雇用創出事業補助金を充当するものでございます。暮らし・にぎわい再生事業補助金5,550万円につきましては、国の補助金2,770万円と市債の2,640万円を充当いたしまして、残りの140万円の一般財源につきましては、財政調整基金を充てるものでございます。

それでは、10ページをごらんいただきたいと思います。14款国庫支出金4目商工費国庫補助金で、暮らし・にぎわい再生事業補助金(大門一番町地区)2,770万円につきましては、ウイングロード内の店舗改修経費に対する補助金でございます。対象事業費6,940万円の5分の2補助でございます。

15款県支出金4目労働費県補助金で、緊急雇用創出事業補助金1,030万円は、ウイングロード管理業務委託料に充当するものでございまして100%補助でございます。

18款繰入金1節財政調整基金繰入金610万円につきましては、先ほど御説明させていただきました470万円と140万円の合計610万円でございます。

21款市債1節商工債で合併特例事業債(暮らし・にぎわい再生事業)2,640万円につきましては、ウイングロード内の店舗改修経費のうち、市の負担分に対する市債でございます。市の負担分は、補助対象事業費6,940万円の5分の2でありまして、このうちの95%が合併特例事業債を充当できるものでございます。したがって、補助対象事業費の6,940万円に市の負担率の5分の2を掛けまして、合併特例事業債の充当率95%を掛けて得た起債限度額が2,620万円となるものでございます。歳入につきましては以上でございます。引き続きまして4ページ

をごらんいただきたいと思います。

第2表債務負担行為補正でございますが、一般財団法人塩尻市振興公社がその事業を行うために、各金融機関等から借り入れする金額に対する債務保証の最高額を2億8,560万円に変更するものでございます。

続きまして次の5ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところで御説明させていただいたとおり、暮らし・にぎわい再生事業にかかわる合併特例事業債の額を補正するため、限度額をこのように変更するものでございます。以上でございます。

委員長 これで全てですね。それでは質疑に移ります。委員の皆さんから質問、御意見ございましたらお願いをいたします。

白木俊嗣委員 順に質問をしていくけれど、この債務負担行為の関係だけれど、市の振興公社の債務負担をすることなのだけれど、これは、あれが、実際に市の振興公社の関係は、その事業契約だとか予算書みたいなものを見せてもらったか。

副市長 毎年、事業報告とか、今度初めてになりますのであれですが、6月には一応報告をさせていただくようになっております。したがって、昨年の7月から始まっていますので、6月議会には報告案件として提出させていただくことになると思います。

白木俊嗣委員 今まで6,000万円が、今度は2億8,500万円の、相当、額的にも多いわけだ。新規の事業で、実際には私たちは、その事業計画も、内容も何もわからないで、債務負担行為だけをこうやって出されても理解に苦しむと思う。ある程度、どういう内容でどうだということを示してもらわなければ、債務負担行為だって認めるわけにはいかないと思う。正直言って、この間の3月議会もそうだけれど、細かい内容などは、ほとんど私たちは聞かされていないのです。それで、債務負担行為だけを認めると言われても、それは、ちょっと理解に苦しむのだけれど、どう思うか。

副市長 もし、そういうことであれば、資料として出させてもらってもいいと思いますけれども、一応、議員全員協議会のところで、どういうことやるかという絵がありまして、それには金額が入っておりまして、それを公社でやる分と市が補助金で出す分というぐあいに御説明申し上げてあると思いますので、資料を御確認いただければおわかりになるのかなと思いますけれども、もし、振興公社の計画が必要だということになれば、少しお時間をいただければ出せると思います。

白木俊嗣委員 それは、額が大きいから、早々に事業計画なり何なりを示してもらわなければ、全協で出してあるといっても、やはり全協と委員会とは別のものだから、それは出してもらうべきでないかと思う。

委員長 出ますかね、早速。

副市長 はい。

委員長 どうですかね、出していただいて。

白木俊嗣委員 いい、出てからで。

小野光明委員 関連で。この資料が出てくれば、いわゆる、最高額を2億8,560万円とするのがわかるのですか。この金額にする根拠が、みんな資料を見ればわかるということですか。

副市長 説明させていただきますけれども、市街地活性化特別委員会のほうで詳細な御説明を申し上げるところでございますけれども、一応、今回、お願いしてある分はテナントの入る部分ということで、1階、2階部分を想定しており

ます。したがって、3階部分につきましては、今後また御意見等をいただく中で、補正で対応させていただきたいという考え方が、まず1点ございます。今回、イトーヨーカ堂から取得する分9,800万円については、当初予算計上させてお認めをいただいておりますので、今回、補正をお願いする分は施設の整備関係だけでございます。したがって、今、予算計上してあります5,550万円と140万円、5,690万円につきましては、1、2階部分の補修に伴うもので市の補助金部分でございまして、これに公社のほうで1億3,400万円借入れをしまして、トータルで1億8,960万円の事業をやろうというものでございます。5,690万円のうち国庫補助が2,770万円来まして、あと起債と一般財源で対応することになっております。それから、公社のほうは、借入れ分1億3,400万円と、それから公社独自でテナントを運営していくものですから、その関係がございましてトータルで1億7,25万2,000円を借入れていく計画を持っております。そういうようなことで、今回、債務負担として現在6,000万円みていただいておりますので、2億8,560万円をお願いするものでございます。

小野光明委員 今後の、いわゆる9,800万円の取得費と最終的に5億2,000万円くらいの事業費を見込んでいくというふうにあったと思うのですが、そうすると今後は、これ以上積み増やさないということでしょうか。

副市長 一応、今のところは、そういうぐあいになっておりますけれども、3階部分、この前、ちょっと御指摘をいただきましたけれども、一応、1億5,000万円から2億円ということで、それでは少し幅が広すぎるということで、一応、1億5,000万円を計算をさせていただいております。ただ、何分、これから一応施設の利用方法が決まって、それに基づいた改修をしていくものですから若干の増減はあると思いますので、その辺は、ぜひ御理解をいただきたいと思いますが、できるだけ少ない改修費でもってこうという考え方です。

小野光明委員 そうすると若干の増減があっても、これ以上、今後、債務保証は積み増すことはないというわけですね。

副市長 今の段階では、そういうぐあいに考えておりますけれども、何せ、利用方法が確定して、それに基づいて改修が始まってまいりますので、その部分で多少変更があるかもしれませんので、それは、ぜひ御理解いただきたいと思っております。増減はあると思います。

白木俊嗣委員 私は、3月の時も予算についても反対してきたのだけれど、その中で利用方法がどうのこうのと、今、副市長は言うけれど、この臨時議会を開いて、こういう予算をかけることが、皆さんだって事前にわかっていたと思う。あの時点では、説明だつてろくな説明がなくて、それで今度はまた臨時議会でしょう。それは議会とすれば、やはり、3月にかけなくても臨時議会でも対応できるわけだ。だから、それで一緒に私は出すべきだと思っていたし、また、あの中で平成21年度にさかのぼって一部予算を認めたところがあった、皆さん、出されてきたけれど、そういうのを見ていると、何か手法が間違っているのではないかと思う。本来、臨時議会があれば、その時点でもいくらでも対応ができるのだし、今、いろいろ説明を聞いていると県の補助金の1,030万円が、話を今聞いていると緊急雇用対策で、これは人件費になるわけだよね。これが、もし、緊急雇用対策が切れた時にどうするのかとか、そういう話が、全然、まだ聞こえてこないわけだ。その辺のところを細かく説明してほしいと思うのだけれど。

副市長 2年間、緊急雇用ですので、全額人件費ではなくて、人件費プラス若干の事務費が入った管理費ということにしてあります。では、2年間切れたらどうするかということですが、一応、今、想定しているのは店舗のマネージャーみたいなような、要するに調整をやる人を考えておりますので、それプラス管理、全体を見ていただく人を考えております。2年間の中でどういう動きになるかわかりませんが、そういうテナント運営をやっていくということに

なれば、振興公社としても、そういう専門的な知識を持った人にやはり調整をしてもらわないとうまくいかないと思いますので、その辺は、2年間の間にどういう方針で行くかを決めなければいけないと思いますけれども、今のところは、補助金が切れてもそういう人材は必要だろうなど。ただ、ほかの管理関係につきましては、果たして1.0いるかどうかというのは、この2年間の間に考えていくことであろうかなと。できるだけ経費節減は図っていかねばいけないだろうなど。ただ、管理、マネージャーはやはり必要だろうなどと思います。

それから、十分説明がないという御指摘でございますけれども、私どもとしては、一生懸命説明したつもりでございますし、1、2階のテナント等につきましては、やはり、今、市民の皆さんからも早く開けてほしいというような話もございますので、そういうことで、ぜひ、先行させていただいたという部分がございます。それから平成21年度予算で設計費などを盛らせていただきましたが、ちょうど国の翌年対応というようなこともありますので、それを組んで設計をさせていただきたいと、そういうことでございますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

総務部長 もう1点ですけれども、まず、新年度予算に9,800万円を盛らないと仮契約ができないということでございますので、仮契約ができて初めて今回財産取得の議案を出させていただいております。そういう手続き上の話もございますので、ぜひ、この辺は御理解をお願いしたいと思います。

白木俊嗣委員 今の話でも、市民の声がどうのこうのという発言があるけれど、私たちのところに来る話は、市の皆さんが振興公社をつくって、そんなものを経営しても本当にできるのかという、そういう心配の声が結構来る。私も珍しく市民からも何人かから電話がかかった、正直言って、そういう心配が一番あるわけだ。今、マネージャーをどうのこうのという話もあるけれど、あのイトーヨーカ堂というのを、皆さん、知っているかどうか知らないけれど、イトーヨーカ堂の社長は、自分が社長になった時に自分の財産を全部投げ出して、自分の会社の株を買った。社長、そんなにしてと言ったら、私はこの会社を一流の会社にするからと言って、あの社長は、経営を自分で社長になって運営したわけだ。だから新しくマネージャーを頼む人が、それだけの気持ちがあるかどうかというのも一つ心配だし、この社長は正直言って、その当時は、株価の話をしては悪いけれど2,000円くらいだった株だ。それが、その社長によって5,000円幾らまで株価は上がった。その社長も自分の財産もつくったけれど、それだけの経営者が経営していけなかったものを、私が思うに市の職員、市の職員は行政ではそれはベテランだし、あれにかなう者はないと思うけれど、マネージャーを頼んだくらいで、それだけした社長が、苦勞したイトーヨーカドーが、今、こういう御時世になって衰退してきている。それを市が買い取って本当に市の振興公社が運営できるかということが、一番市民が心配しているところだ。それを皆さんはどう感じているか知らないけれど、本当にできると感じてしているわけだよね、こうやって予算を出してくるところをみれば、実はこの問題については、私は前に、10月の時に質問をしたら、そうしたら市長は言った。小学生だってわかると言ったから、誰が責任をとるという話をしたわけだ。だけれども、これだけのものをやるということになれば、そのくらい責任感を持ってやってもらわなければ、こんな経営なんてできないと思う。そうは言っても、今は店舗を構える時代ではなくなってきたわけだ。ネット商法と言って、皆さんも知っていると思うけれど、みんな、ネットでものを買ったり売ったりしているわけだ。そういう時代に、時代に逆行するようなことをして、本当にこれ、成功するのかどうか心配なわけだ。副市長、どう思うか、これ。

副市長 イトーヨーカ堂の社長が、どういうことでどうだと言っていることは不勉強です。私、理解しておりません。それから市の職員ができるかという話は、だから専門的な人を、それなりの人材を当ててめどがついておりますので、ぜひ、お願いしていきたいなというぐあいに思っています。それから、ネット販売の話もありますけれど、確かに、今、

そういう時代に移りつつあるから商業形態が変わりつつあるということも事実ですよ。だからイトーヨーカ堂の店舗を縮小してきていますし、大きなデパートが経営方針を変えてきているということもわかっております。ただ、近隣商店が果たして生きる道がないかどうかという、それは、決して生きる道がないわけではないのではないかなと思いますので。必ずネット販売だけが残って店舗がなくなってしまっているのかどうかという問題もありますので、その辺は、3月に十分御議論をいただいた部分でございますので、再度、議論は避けさせていただきますけれども、その辺で御理解を賜ればと思います。

自信があるかどうか、ということですが、それは、自信がないと言えは怒られるでしょうけれども、予算化してやっていく以上、みんなで盛り上げていく必要があると思いますので、それは、やるべきかどうかという判断の中で、やるべきという判断をして進んでいるわけですから、それは、実行をすべきであろうかなというぐあいに思います。私のところへは、市民の皆さんからは、いつまで閉めているのかという話を聞いておりますし、なるべく早く、私がかたま大門に住んでいるせいかもしれませんが、なるべく早く開けてほしいという声を聞いておりますので、そういう声もあるのかなというぐあいに感じております。

白木俊嗣委員 今、3月に十分議論と言ったけれど、実際には、特別委員会ではある程度説明があったかもしれないけれど、ほとんどの議員は、特別委員以外の者はよく理解していない。正直言って3月の議会の時も、質問しても、それはまだ発表できる段階ではないとか言って、あれで十分な議論をされたらと思っていれば、私は、ちょっと大きな勘違いだと思ふけれど。

副市長 私どもは、特別な件で特別委員会で御議論いただけたということでしたので、特別委員会をまず開いていただいて、しっかり御議論をいただいたと思っております。その結果をまた全員協議会で御説明申し上げて、御理解をいただいたと思っています。ただ、その御理解の程度が100%であるのかどうかというのは、大変失礼ですが、私どもが言うべきことではございませんので、私どもとしては、できる限りの情報は、出せるものについては出して御議論をいただいたと思っております。

白木俊嗣委員 その中でテナント料がいくらになるとか、そういう具体的な話は、皆さんは知っているのかもしれないけれど、ほとんどの議員は知らないと思う。テナント料、どこがいくらになるとか、それは説明してくれないわけか。

副市長 これは、本会議でも御答弁申し上げましたけれども、商慣習でそういうことは明らかにしてないのが通常でございますので、特別委員会で御視察いただいた議員の皆さんはよく御存じだと思いますけれども、どこでもそういうことは明らかにしておりませんので、うちもそれは明らかにできないということですので御理解をお願いします。

白木俊嗣委員 それは、だけれども議会で、特別委員会で報告したからといって、一般の議員が、テナント料がいくらでという話をしないでもいいわけか。

副市長 特別委員会にも報告してございませんので。

白木俊嗣委員 してないけれど、それでも議会からこういう意見が出れば、もし、マスコミに流れてまづいものだったら秘密会でも何でも開いて、それは、議会には報告する義務があると思う、皆さんには、

副市長 個店の、個々の契約条項につきましては申し訳ございませんが、発表するわけにはいきませんので御理解いただきたいと思ふ。

古厩圭吾委員 そういう、いわゆる商慣習なり、そういうものを前提にものをおっしゃる時に、行政がかかわっていることが、私はやはり問題です。その商慣習と、例えば行政がやることとのすれ違いというものには完全にある。そうい

うことに行政が主体的に加わることが、結果としての経済にかかわる難しさということについての対応の始末の悪さというものを、要するに、例えば、商店等々の経営をされる皆さんにしてみれば、いわゆる、金についてのこだわりがあるからできるわけだ。しかし、マネージャーみたいな人は、どんなに優秀な人であろうと、結果的には、その人の経済には直接的には響かないわけだ。そういう人がリードをするような形を行政が委託するような形をどこまでとっていくかということに対する不安感というものはある。例えば、今回、緊急避難的にやったというのが、一つの、私は、かつてだってこういうケースはほとんどないのだから。要するに行政が商業ビルを買収するみたいな形というものは、非常に不自然だと思う。そういう時に、そのことを、いわゆる行政がかかわるには、当然、議会もあるので、議会にしてみたら納得できないという話だ。そういうことに対して、今の商慣習なりそういうものが前提だという話になってしまうと、結果的になじまないのだよ、この話は、将来にわたって、この形をやっていけるのかどうなのかということに対する、私は非常に不安感がある。その辺については、どのような考え方をしていますか。将来にわたって、こういう形をとっていくことに対して。

副市長 民間がやっていただければ一番いいわけですがけれども、それができないという状況の中で、振興公社にお願いをして振興公社でやっていただくという形態をとっていきますので、これが、将来ずっとそういうことかと言われると、今の段階では、そういうことで運営していきたいと。ただ、民間がやっていただけるというところがありまして、これも皆さんが了解をとって、いや、そのほうがいいという話になれば、そういう時期はあるでしょうけれども、今、そういうことがあるかどうかと言われると、そういうことはないでしょうから、今の段階では、一応、振興公社にやらせてもらって、振興公社を中心に回していくということになると思います。ただ、入るテナントも、それぞれ、個々の営業形態で経営努力をしているわけですので、決して甘い考えではないですけども、楽観はおそらくできないでしょうけれども、厳しい中でもやり抜いていただくということになるのかなと思います。

古厩圭吾委員 結局、その立場がそれぞれ違うわけだ、簡単に言えば、そうすると市は、いわゆる市民なり市で営業されたり、あるいは経済活動をされている方を支援しなければいけない立場が一方には必ずあるわけだ。もう一方では、公金を使うということに対する公平感というか、そういうものに対する面だってあるわけです。そういう時に、どうやってバランスをとれるのかという話になると、結局、経済事業というものは、だから、いわゆるそのプロの皆さんが、その感覚でやって、例えば、そのことに対する限界があれば撤退されると、それもしょうがないだろうと。しかし、それに市が介入している時に、今の形でいくと、それぞれお入りになる立場の皆さんにしてみれば、市からしっかり支援してもらおうのがいいに決まっている、これは間違いなく。当然、いいわけだ。さらにビルも改修してもらって、そこで自分らの負担は少なければ少ないほうがいい、そんなのは当然だ。そういう時に、では、どうやってそのことが成り立つのかということをも市民が納得できるかどうかという話を、どうやってそれができるのかということになると、そういう立場で、ある種の議会は、そういう部分で双方の御意見も出てくるだろうし、聞いているわね。そういう時に、どうするのかということになれば、結果的には、イトーヨーカ堂の立場になってしまうと思うのです、言うならば、それができるのは、いわゆる、経済を原点で経済の感覚でものを判断したりできるから、そういうことができるのであって、行政とその商売とを両立しようと思えば、これは、どちらかが、結果的には折れていなければならぬ。折れるのは、この場合でいくと行政が折れるしかない、これは、そういうことをしていくのが、果たして、なじむのかということに対する不信感と不安感というものが実際にはあるわけだ。当然、市の活性化は必要だし、経済的にも発展してもらいたいし、思う。だけれども一方では、公金をどこまでつぎ込むかということに対して、それで、どこまでいってもそうい

うことで、営業をされている皆さんにしてみれば、その環境をよくするのに十分行政の金をつぎ込んでもらって、その上で、それに対する負担は少ないほどいいと。そんなことはどこまでいっても、それに決まっている、これは、そうすると、いろいろ言えば、それでは、また、撤退させてもらえというような話が出てきて、それを引きとめれば、では、これを飲んでもらわなければいけないというような話が次々と出てくる可能性について不安感を持っているわけだ。そんなことをいつまでやってもどうにもならないだろうと。それで、私のところは、もうかっていますなどと勝手に言う人は、ほとんどない、商売をやるならね、上手に立ち回って、結果的には行政から金をなるべく出してもらって、結果が、自分としての営業結果が出るようにしていきたいというのは、当然のことだ、これは、だから、その時に、それができるかどうかというのは、自分らでやってみて、これだけ投資した時に本当にそれが回収できるのかということが問題になるので、どこまでできるかを、ある種のバランスができるわけです、そこで、ところがこういう立場で、まるっきり違う立場の者が経済活動をする、片方は一方的に貢ぐきりになりかねない。だから、そのことに対してどうするのかということに、これは、例えば、緊急手段だということなら一つの理由にはなると思う。ただし、これをどこまででも続けていって、まだこれでは塩尻市のメインストリートがさびれてしまうみたいな話ばかりしていれば、これは、はたからの立場で見れば、何考えているのだという話になりかねない。それは、イトーヨーカドーでさえ採算のあわないものが、なぜ、ほかのところであうかいという話が出てくる。その時に、このことをやっていることの問題点というものをよく理解していないと、要するに経済感覚でものをしなければ、どんな立派なマネージャーだって、こんなのは、私は結果に結びつかないと思う。市は負担がふえていだけ。私は、そういうことに対する不安感を持っているから、こういうことを言わせてもらうのだけれど、どうですか、それに対して。

副市長 難しい御質問ですので、うまく答えられるかどうかわかりませんが、行政と民間がやることというのは、やはり一線があると思いますので事実だと思います。今回もどうしてというと、やはり初期投資が必要であるなと思います。改修費であるとか、一定のやはり初期投資が必要だろうなど、その部分を申し訳ないですけれども、行政で若干負担させていただくことによって、あとは年間の維持費とか共益費等は、テナント料等からコストで還元してもらえれば、やっていけるのかなというぐあいに思っております。したがって、では、なぜ、行政がやるかというところだと思いますけれども、これも多分同じ議論になってしまうと思いますけれども、例えば、塩尻市以外でも市街地が空洞化してしまうと困るということで、そういう大型店の撤退のあと、大体、市の三セクが入って、そういうテナントを誘致してやっていくということは、例が結構あります。古厩委員さんが御存じのとおりだと思います。そういうことについて、したがって、国もまちづくりにそういうことは必要であろうということで、国も補助制度をつくってあるわけです。そういうものを利用して、塩尻市の場合も考えた時に、本当にあのビルがなくなってしまっているのかどうかという、そういうことをやった時に、それは行政が手を出さないでいるのが一番いいと思います。それは、民間のことだからということでもいいと思うのですけれども、それではできないものですから、初期投資分は、やはり行政としてはある程度みてやろうと。あと、もちろんそれを放っておいたら、それはうまくいかないだろうから、その辺は、専門的なそういう知識を持った方の力もいただいたり、それから市民みんなで育てていただくことも必要だと思いますけれども、そういうよう中でビルを経営していきたい、そういうことで、ぜひ、その初期投資分の改修費等をお願いしたいということで、今回お願いしているわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。お答えになったかどうかわかりませんが、非常に難しい問題であるということは、ずっとこの問題について委員さん方に非常に御論議いただいている点からもおわかりになると思いますけれども、そんな簡単な問題ではないということは、十分理解

をしております。ただ、やらざるを得ないということも、ぜひおわかりいただきたいと思います。

古畑秀夫委員 今の心配というのは、賛成、反対、いろいろとあったわけだけれども、我々自身も心配しているわけですが、この近隣で言うと岡谷市とか茅野市などもそういう形をとって、人口規模もそんなに大きく塩尻市と違うわけではないのだけれども、その辺のところのその後の状況なり、税金を本当にまたどんどんつぎ込んでいるような状況になっているのかどうかというのをわかれば少しお聞きしたいのですが。

副市長 済みません、今、そこまで持っておりませんので。

古畑秀夫委員 調べることは、ある程度できるか。今現在、すぐではなくて。

副市長 行政が直接いくら出しているかということは、わかると思います、調べれば。でも、今すぐは、ちょっと、申し訳ございませんけれど。

古畑秀夫委員 調べてもらって。今すぐできないなら、あとで。

委員長 きょうは、不可能ですか。だから、いずれ、では、そういった場面で報告できますか。

副市長 はい。

委員長 きょうではなくてよろしいと思うけれど。

副市長 一応調査をしてみて、公表できる範囲のものでしたら公表させていただきます。

委員長 そういうことでよろしいですか。

古畑秀夫委員 はい。

中野長勲委員 いろいろ心配をすることは、これは当然なことだと思っているのだけれど、我々も会派で、こういった問題については勉強したり、先進市の視察をしているのだけれど、確か、今まで出ている意見で、ゴーサインで、さあ行けという意見にはならないと思います。そうかといって、このままでいいかということ、やはりまだまだ、これだけのビルについては、築16年くらいの鉄筋コンクリートのものを廃墟にしているのかどうかということもあるし、今言う初期投資の話もあったのだけれど、これも、国、県のバックがあってこそ、そしてまた法律的にもにぎわい再生事業というような国の支援方針も出ているし、そういうものを最高に利用しながら、やはり心配は心配だけれどスタートをしていくべきではないかと私は思います。確かにこれから先、イトーヨーカドー、専門業者がやったものが民間でできるかどうかということは心配だと思うが、そうは言っても、先ほども説明のあった中で、いつまでビルを閉めているのだと、やはりあの中にある業者については、イトーヨーカドー1店だけでなく松本市へも出している業者もいる。その中で、松本市に行って聞いて見ると、塩尻はいつ開けてくれるかというような話を私も聞いております。そんな意味で、初期投資を、将来について心配はあるけれど、その心配を払拭していくということは、なかなか大変だと思います。そのために今後のことも議会として行政のやり方をチェックしながら、また、我々も先進地のいいところを勉強しながら、行政をアドバイスしていくというようなつもりでおるので、今回の補正についても本当に心配がないということは絶対にはないと思います。そんな意味で審議をしていければいいのではないかなと私は思っております。

委員長 意見ですね。

小野光明委員 先ほどの商慣習だから公表できないというのは、先ほどの議論の中で、一般経済活動上は許されるでしょうけれども、少なくとも交付金が今後億単位で投入される時に、そんなどんぶり勘定でいいのかという市民感情からして、私は納得できないのですけれど。やはりどこかの場で、決算というと1年先に行ってしまうので、今、政治と金の問題でも1円単位まで出せという中で、商慣習だから交付金を投入して、そんな公表できないというのは、私は納

得できませんけれども。そんなことを言ったら、逆に、いわゆるその中でどんな動きをしようが、何のチェックも入らないというのは、私は納得できないのですが、やはり、そういうどこかの段階で少なくとも説明してもらわなければ、私は納得できないのですけれど、どうですか。

経済事業部長 契約の関係でございますので、私のほうから答弁させていただきます。3月の議会の時にも、まず、全体論を少し答弁させていただきました。全体論というのは、テナントの場所によって、同じ1階であっても入り口側と奥のほうでは、当然、床単価が違うということです。それから階によっても当然違って来る。面積によっても当然違うという、そういうことがあります。それから、非常に進出をすること自体を当初から計画していた業者さんもありますし、ある程度テナントミックスということで相性がいいからぜひ来ていただけないかというようなことも含めまして、ある程度声かけをさせていただいて来たという、そういういろいろな経過の中で、普通商業の施設のテナントというのは、賃料がみんな違ってまいります。そのことを公表することによって、お互いのすぐ隣で営業していることに非常な不利益ではないのですが、その以降におけるビルを持っている人とテナントへ入る人との契約に支障が出るものですから、私どもも今まで結城市と小牧市のほうへ視察に行かさせていただきました。その視察の場ではなくて名刺をいただいて、そのあとも何回も、それぞれの個別の値段について、どのような形でやっているかということについて何回も問い合わせをさせていただきましたけれども、そのことについては、両方の市とも議会等には一切、商慣習上の問題があるので公表していないと。トータルの金額についてはお話をさせていただいているということで、私どものほうにもそういう説明がございました。したがって、一切、前例としてそういうことをやっている自治体でも公表はしていないと。それから、私どもの商業コンサル等との打ち合わせの中でも、そういうことをやることによって、それではうちは安いにこしたことはないと言いますか、テナントさんからすれば、そういう側面もあるわけですので、そういういわゆる契約のことに損をきたすことが出てきかねないわけですね。そういうことで一般的には、公表していないと、そういうことでございますので、ぜひ、御理解をお願いしたいと思います。

小野光明委員 一般論ではないのですよね。少なくとも決算段階であるとか、結局、どのように使われたか、交付金がどのように使われたかわからないというのは、やはり問題ではないのですか。どこかの段階でこうだというものがないかったら市民は納得しないと思うのですが。商慣習上というのはわかります。でも、どこかで、それが、どこかでおかしな金の使い方をされた時に、では、どうやってチェックするのかという話です。どこかの段階でそれは明らかにしてもらわなければ、納得できないのですけれど。

副市長 今回、改修費ということで盛らせておりました、あと、テナント料とか共益費については、維持管理の部分に回ってきますのでトータルの面では出てきます。振興公社の中で、その関係の経費はどうだというのが出てくると思いますので、トータルでは出せると思いますけれども、個々のことは、申し訳ございませんが、そういうことがございますので御理解をお願いいたします。

小野光明委員 だから、決算とかそういう時に出てくる、動いているからそれはわかります、交渉があるから。でも閉めた時に、ではどうだったのというのが、商慣習上、これはわかりませんで黒塗りみたいな話は、今の時代の中では、私は市民感情からいったら納得されないと思うのですけれど。

経済事業部長 決算の段階でも、お店は、今回は6年契約ということをそれぞれのテナントさんをお願いしてやっていきますので、例えば1年経った時に決算の段階で個々のお店のテナント料というものを公表しますと、その中で、6年の中で3年の途中で、また、更新等のことが出てまいりますので、そういう時に、先ほど言いましたようなこととい

うのが起こり得ますので、決算の時にトータルの金額はきちんとしたものは、当然、振興公社のほうで出しますけれども、個々のものについては、公表するという点については、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

白木俊嗣委員 関連でいいですか。私は、先ほどから言っているけれど、ここは一応議会だからね。改装料だって4億円からのものをかけてやるのだよね。第一、皆さんがそのようなことを言っても市民は絶対納得しない。それで、テナント料は公表できないとか、このようなことをよその市がやっているからと、そんなことをこの議会で言ったら、これはいい笑いものになってしまうと思う。先ほどのマネージャーの話だってそうだけれど、私たちは新聞を見て知った。何か2人とか何とかというような新聞記事があったけれど、これだって何人採用するわけか、そのマネージャーというの。

副市長 この件は、3月の本会議で御質問があって答弁しておりますので、改めてそういう説明が、全協や何かであったかどうか、確か、全協でもやっていると思いますので、お聞き漏らしがあったのかもしれませんが御理解いただきたいと思います。

白木俊嗣委員 では、わかった。私は、それを聞き落としてしまったから、それは訂正しますけれどね。ただ、どういう人材の人が来るのか、私は、ただ、こういう特殊なところなものだから、いい加減な者が来ても困るのだ、正直言って。

副市長 おっしゃるとおりで、それなりの人でなければ困りますので人選をしております。私どもの考えるのは、そういう経験がある方で、そういうテナントミックスの活動やテナントを調整したりする、そういうことをやった経験がないと困るものですから、そういう人を、人材を確保したいなということで、今、やっていますのでお願いします。

白木俊嗣委員 先ほどは、緊急の場合だったと言うけれど、実際にテナント料がどのくらいになるということも、ある程度公表されれば、それでは、よそからでも、あんなにテナント料が安いものだったら、では私たち、出てみようとか、いろいろその方法があると思うのです。マネージャーにしても、ある程度公募をして、大勢の人が応募してくれば、その中から人選して選ぶとか、いくらでも方法があると思うけれど、皆さんの場合は、何か小出しにちょこちょこちょこ出すので少しも見えてこない、全体像が。そう思わないか。

副市長 出せるものなら全部出したいのですけれども、出せる状況になった時に出しているものですから、小出しと言われてしまうとそれまでなのですけれども、別に隠して出しているわけではないものですから。だから、当初予算はお願いしておいて、きょう、こういうことでまた補正をお願いする、これも小出しと言えば小出しなのですけれども、そういう段階を踏む、委員の皆さんには申し訳ないのですけれども、これ、別に小出しでやっているわけではないものですから申し訳ございません。

白木俊嗣委員 私もちょっと理解が悪いので、ただ何か知らないけれど、今までイトーヨーカドーのことについても、交流センターの時もそうだったけれど、何かこう見ていると皆さんの都合のいいようにしか出てこないような気がする、私は、だから少しも理解できないので、こういう議論になってしまうのだけれど、何か前にさんざん質問した時もそうだけれど、何か隠している部分があると思う。だから、委員だってみんな納得できないで、こういう議論になるわけだ。正直言って、やはり、商売というものは、そうだけれど、一番ネックになるのは金だ、金の問題だと思う。だから、テナントがどうのこうのとか、それが一番だと思う。それが公表されないので小出しではないとか、いろいろ議論になるのだけれど、それは、やはり、私は議会にはどういう形であろうと、先ほど言った秘密会でも何でもいいからして、

ある程度公表していかなければ、これは皆さんだけが責任とらないといけないことになるよ、これは、何かあった時には、そう思わないか。

副市長 個々のテナント料については、申し訳ございませんが勘弁していただきたいと思います。全体のテナント料が幾らになったかということは、今の段階では無理だと思いますけれども、報告する機会はあると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長 前回、この委員会とは違いますけれども、市街地活性化で私も行ってはきたのですが、小牧市へ。でも、確か、個々のテナント料というものは出していなかったですね。総額で幾らかと、大体、それでは経費が大体どのくらいかという場面の中でいろいろ聞いていったら、大体、それではテナント料はこんなものだねというような計算ができたかなというような場面がありました。確か、行政のほうでおっしゃられるとおり、その辺の公表はしてなかったかなというふうには思いますけれど、この辺が、議会でどうやって考えればいいのかは、私自身も少し不安ですが。

中野長勲委員 前に説明を受けた中で各テナントについては、面積的にみんな違ってくるのではないかと。おおざっぱな説明だったと思うけれど、やはり、面積割について平方メートル単価幾らというような説明は、私は承知しています。それが、やはり総体的の収入ということに理解していいということではないですか。

経済事業部長 3月の特別委員会の中でも、私、発言させていただきました。1年分だけ、いわゆる運営経費がどのくらいかかるということ、それから、あとその分のテナント料の収入がどのくらいかかるかということについて、まだ、粗い計算でございましたけれども出させていただきます、そのテナント料の収入を今想定されている面積で割りますと月坪という形で言いますけれども、おおむね3,000円くらいになりますという、そういうお話も全体ではさせていただきます。そのことについては、御報告をさせていただいてございますので、3月の特別委員会の中で、それはあくまで全体の平均であると、そういうことでございます。

中野長勲委員 やはり、個々でなかなか公表できないというのは、確かに入るテナントにしても、店をきれいに使ってもらおうとか、例えば、レストランだとか食堂などというものは、また使い方が違う。おのずと違ってくると思うので、その辺のところにテナント料を初めから公表して市民の理解を得るといのは、やはり今の説明の中では、少し無理かなと私は思います。そんな中で総体的な計算でできれば、理解できるのではないかと私は思っていますけれど、そのようなことで私は理解しております。

白木俊嗣委員 先ほどの資料は、

委員長 資料が来た。出ましたか。それでは、資料を配ってください。

資料がありますので、一つお願いします。公社の場面だけね。いろいろ全体でなくて、先ほどのところだけ、端的に。

経済事業部長 債務負担行為の関係でございますね。そうは言っても少し資料を説明しないと御理解をいただけないと思いますので、きょうの午後、特別委員会のほうで、午後と言いますか、きょうの特別委員会のほうでお配りをする予定でございました資料NO.3というものが、A4、横に見ていただいたものでございます。これは、3月議会の時にも、ほぼこれと同じものを出させていただきます、まず、事業の流れだけ確認の意味でお願いしたいと思いますけれども、一番上のところで取得というものがございまして、市がイトーヨーカ堂さんから9,800万円で土地建物を取得させていただきます。それで改修事業を振興公社に委託をいたしまして、同時にいろいろな形で建物改修についての補助金も市の方から振興公社に出ます。今回の債務負担の関係でございますが、振興公社の下に計画設計管理の3,600万円がございまして、それから、今回、補正をお願いしてございます の設備修繕改修工事1億8,960万円と

いうものがございます。これは、これに対する補助金を、今回、市の補助金を補正で盛らせていただいているのですが、公社といたしまして事業を行うということでありますので、公社の事業費としては1億8,960万円がでございます。それからあくまで概算でございますが、公共施設整備というものが1億5,000万円、これは、まだ、全体概算でございますが、6月に予定をしているものがございまして、これを3つ足しまして、さらに、年度当初に入っております6,000万円という債務保証の金額を全部プラスさせていただきますと、それで今回、一番にございませぬ公共施設については、今回まだ補正をしてございませぬので、済みませぬ、3,600万円と1億8,960万円、プラス、当初に借入れを公社のほうですということと考えておりました6,000万円を足しまして、合計で2億8,560万円というものが、今回、債務負担行為の補正ということをお願いしたいということでございます。

その際に公社のほうにつきましてチェックをしたかというお話もあったかと思えます。A4の縦の、小さな字で恐縮ですが、収支予算内訳表(市街地再開発事業)というふうに書いてあるものがございます。これの中で、公社の1年分の予算を立ててございまして、3月末に公社の評議員会、理事会を行いまして決定をしてございませぬけれども、その縦のところ、市街地再開発事業という欄がずっと縦長にございませぬけれども、そのずっと下のほうに行きまして、下から3分の1くらいのところ、工事請負費3億3,960万円というものがございます。これが平成22年度に振興公社が工事を予定している、内容説明のところ、共同施設修繕・改修工事、改装工事、にぎわい交流施設整備ということで、この金額には1億5,000万円も入っております。したがって、公社の予算立てとしては、平成22年度分は1億5,000万円分も概算でございますけれども入っておりますけれども、今回は、市の債務負担行為の補正という考え方でいきますと、先ほどの資料に戻りますが、資料NO.3のところの3,600万円と設備修繕改修工事の1億8,960万円と、もともとございました6,000万円を足して、変更後の債務負担行為の2億8,560万円という形で債務負担について補正をお願いしたいと、そういう内容でございます。以上でございます。

委員長 いかがですか。

小野光明委員 こちらの収支予算書、この見方がよくわからないのですけれど。こちらのチャートのほうは、

経済事業部長 公社のほうの予算等についてチェックをしたかというお話があったものですから、公社の予算書の中の一部を抜粋してコピーしたものでございます。公社の予算立てとしては、今言いました設備修繕改修工事とか、ウィングルートビルに関連する平成22年度に予定している工事費を、この工事請負費という欄に計上してございます。それが3億3,960万円ということですが、この中には、あくまで予定でもありますが、3階の公共施設分として概算の事業が1億5,000万円も入っているものですから、3億3,960万円というふうな数字になっておりますが、これは、あくまで振興公社の予算になるということでございますので、今回、そのチェックをしているかという御質問でございましたので、公社の予算立てとしては、この3億3,960万円の中に今回うちのほうで設備修繕工事であげております、その分が含まれているということは、こちらとしては確認をしているということで補正をかせさせていただきますと、そういうことでございます。

委員長 この3億3,960万円というのは、資料3番のと の金額ですと、こういうことですね。

経済事業部長 そうです。

委員長 それで、と計画設計当初の3,600万円プラス当初の6,000万円、これをあわせたのが2億8000万円の今回の債務負担行為と、こういうことですよ、繰り返して言えば、そういうことだそうですね。

小野光明委員 済みませぬ、もう一度説明してください。

委員長 今の。もう一回説明してやって。

小野光明委員 債務負担のところ、委員長でなくて、ちょっと。

経済事業部長 債務負担の関係の2億8,560万円につきましては、3,600万円プラス。

小野光明委員 済みません。どこの、どの数字が言ってもらわないと、数字がたくさんあるので済みません。

経済事業部長 資料NO.3の振興公社の下に書いてございます。計画設計プランの3,600万円と1億8,960万円でございます。そのうちの3,600万円と1億8,960万円プラス当初の6,000万円を足していただきますと、2億8,560万円になります。

委員長 それが今回の債務負担行為ですね。

経済事業部長 債務負担行為の下端の第2表の変更後の2億8,560万円ということになります。

小野光明委員 そうすると、その2も今後積み増されて、これは、違うのか。合計すると。済みません。

白木俊嗣委員 振興公社の予算書というものは、こんな簡単なものか。

経済事業部長 予算書と事業計画書と、こういう厚いものがございます、振興公社の。これが予算書でございます。その中の、今、関係している分だけをコピーさせていただきましたので、何ページもございますけれども、その中の市街地再開発事業に関連する、確認できる部分をコピーさせていただきましたので、全体としては何十ページもございません。

白木俊嗣委員 私は、先ほど公社の関係の事業計画だとか、予算の関係を一度も見せてもらってないから、それを出してほしいという話をしたのだけれど、これだけで全部理解しろということになるわけか。

副市長 振興公社の事業の計画は6月に入ってからだね。6月にほかの三セクも含めまして全部出るのです。なぜ、出ないかということ、去年の7月からなので、今のところ出てないので、そういう御意見だと思いますけれども、6月には全部報告させていただきますけれども、今、確かに、先ほど委員さん、事業計画って、今、取りあえずその部分だけチェックという意味で焼いてしまったということですので、6月では間にあわないということでしたら、今、出せると思いますけれども、もし6月でもいいよという話になれば、そうさせていただきたいと思います。

白木俊嗣委員 説明を聞けば、だけれど、これだけ大きな債務負担行為なので、やはり、そういうことは細かく、これは、私に言わせれば、6月に出すのだったなら6月の議会でも間にあうのではないかという議論になるのだよね。

副市長 済みません、言葉が足りなくて。そういう振興公社とか、そういう団体のものは6月にいつも報告させていただいているので、それでよろしいでしょうか、いけなければ、こちらであれしますけれどもということなので。

白木俊嗣委員 そういうことだったら見せてもらう。そういうことだったら見せてほしいと思う。

委員長 これは出せますか。

経済事業部長 事業計画と予算書で、それぞれが数十ページございます。3月に決定、理事会、協議会のほうで決定したものでございますが、少し時間をいただければ、皆さんの部数を用意するということは可能でございます。

委員長 委員さん、あれですか、あれを見て御質疑。

白木俊嗣委員 だけれど、内容がわからなければ、質問のしようがないけれど。

委員長 時間をとりますか、それでは。どうしますか。

白木俊嗣委員 できれば、とって。

中野長勲委員 とってもらえばいい。

委員長 それでは、いただきますか。

中野長勲委員 心配事だから。

委員長 それでは、早速、少し時間がかかっても、あれしていただけますか。

小野光明委員 ほかの。

委員長 その間に、どうぞ。

小野光明委員 10、11ページの市債の関係で、合併特例事業債の関係で伺いますけれど、今回の実際のお金の流れを考えると、3月議会で議決したのも、今回の補正で上がっているものがあるのですけれども、特例債も、現実、どうなのでしょう。3月議会で議決した9,800万円というものは、現実、いわゆる普通の行政の流れから見ますと、5月に入らないとお金の流れができないと思うのですけれどもどうなのですか。実際のお金の流れは、

財政課長 起債につきましては、借り入れ時期につきましては、事業、大体終了後になりますので、大体年度末から出納整理期間中の起債の借り入れという形になります。したがって9,800万円につきましては、振興公社に払うお金ではなくて市が直買いするお金でございますので、お金の調達の仕方としては、当然、国庫補助金も事業が確定してこないと入ってまいりませんので、市のほうの内部資金のほうで対応していて、最終的に決算で入ってくるということで御理解をいただきたいと思います。

小野光明委員 それと今回の特例債の関係ですけれど、細かいことはよくわからないので、ここで補正で出すということになると、当然、交付金で補てんされるわけですから国の許認可が必要になると思うのですけれど、その辺はどのようになりますか。

財政課長 これは、合併特例債事業の適才事業でございますので、昔のように許可制ではなくて同意制ですので、確実にこの起債は認められます。金額のほうの、今の御心配の話ですと、先ほどの債務保証と関係してまいりますので、当初、お金がない部分については、公社のほうでは債務保証によってお金を借り入れて、起債が入って来た段階で操作していく、という形になります。

小野光明委員 今回の分については、国が認めるということなのですから、手続き上は具体的にはどうなるのですか。

財政課長 起債の話でよろしいでしょうか。

小野光明委員 この特例債、合併特例債の、ここで。

財政課長 起債の関係は全て同じ流れでございまして、市のほうで、取りあえず県のほうへ申請をいたしまして、県のほうで同意という形でまいります。あと、起債の借り入れ手続きについては、当然、補償等になりますので、その借り入れ手続きを財政課のほうで行うという形でございます。

小野光明委員 全体的な流れはそうなのでしょうけれども、いわゆる新年度予算分だと、今回ずれていますよね、そのずれというのはどのように考えたらいいのですか。

財政課長 起債のヒアリング時期というのが、まだ、これからでございます、新年度予算につきましては、例年、合同ヒアリングがございまして、ですので、当然、起債にはルールがございまして、私どもも当然、それに従って行ってまいりますので、とても認められないような起債申請はいたしませんので、当然、その起債、予算上は、それに基づいて計画を立てます。実際の起債の借り入れ手続きにつきましては、県のヒアリングがございまして、そこで、一応、説明をさせていただいて申請書を上げるという形になります。今の当初予算と今回の補正予算のずれというのは、起債の

申請時期はこれからになりますので、一緒に申請していくような形になります。万が一、9月とか、12月とか、違う、例えばの話ですけれども起債が補正された場合には、追加で盛って、また、申請を上げていって、決定時期が、同意時期が少し遅れてくるという形になります。

小野光明委員 そうすると資料3であった の公共施設整備に、仮に特例債を使う場合は、遅れるということですね。

財政課長 今回は。

小野光明委員 今回ののは。

財政課長 今回は大丈夫です。起債の申請時期が一緒になりますので。

副市長 6月は、遅れるわけだね。

小野光明委員 だから遅れるのですね。

財政課長 6月分についてはそうなります。追加申請をいたします。

小野光明委員 そうすると申請して、最終的には入ってくるということなのですが、大分積み重なってショートすることはないですか。こういう言い方は失礼ですけれど、先ほど申請して最後にやりくりする、事前にやりくりして出しておくというのですけれど、逆に起債が大きすぎてやりくりできないよという、当然、考えているのですけれど、そういうことはないですか。

財政課長 当然、事業費が変わってくれば起債の変更申請を出しますので、その都度、適正な、やっている最中、また額が変われば、最終変更確認します。

小野光明委員 簡単に言ってしまうと、手持ちの資金がショートしそうだと、起債は減らすという考え方でいいのですか。

副市長 起債は、委員さん、よく御存じのとおり、認められる事業とか、認められない事業というのがありますから、認められる事業について申請して出します。今、委員さんが心配しているのは、あとからあとから追加で来た時に、先ほど、まとまって最後でなければ金が出ないから、では金がなくなったらどうするかという御心配ですよね。そういう時は申し訳ないですけれど、今は資金運用で財調の一部を全部定期預金にしなくて運用しています、一時、それでも足りない場合には、一時借入れということで銀行から借りてきて資金運用をします。だから、なるべく一時借入れをしないように財政調整基金というものを定期預金に積まないで普通預金にしておいて、それを運用しています。本当はそれだけで賄えればいいのですけれども、一たんに大きな金が出る時がありますので、その分は申し訳ないですが、一時借入れというものをやって、それを資金運用というので会計課を中心にしてやっている仕事です。よろしいですか、それで。

小野光明委員 大体の線は。

委員長 いいね。

古厩圭吾委員 特例債の話が出ましたので、あれですけれども、いろいろな事業、特例債を活用したいという、ある種有利な起債ということですが、今、実際、この時点でどのくらいに積み上がっていますか、起債は。

委員長 その場で出ますか。

財政課長 少し待ってください。

中野長勲委員 それと関連で。

委員長 それでは、ちょっと出るまで。

中野長勲委員 関連で、起債5%以内とは言っているけれど、実際には、どこの金融機関からどのくらいでということも出るかね、5%。

財政課長 合併特例事業債の関係でございますが、平成21年度までで16億2,800万円余の借り入れをしてございます。平成22年度の当初予算で事業化した分を含めると8億4,100万円余でございます。今回ここに補正で2,640万円をお願いいたしますので、8億4,100万円余に2,640万円を足した額が、合併特例債の今まで借りた分と平成22年度予算化した分の合計の額でございます。

委員長 基金もあるのではないかと。

財政課長 基金もですか。

委員長 合併特例債の基金。

財政課長 基金につきましては、当初予算の時に御説明させていただいたとおり、平成22年度の5,000万円の積み立てを予定して、合計で11億円でございます。

それと利率の関係でございますが、3月の時点で、銀行さんのほうから借り入れる額について見積もりを取りまして行いました。その中で10年の長期間に借りるものにつきましては、最低の率が0.81%でございます。ちなみに一番高かったところが1.1%でございます。20年ものにつきましては、一番安かったところが1.05%でございます。一番高かったところが1.785%ということで、当然、一番安いところで検討させていただくということにしております。

中野長勲委員 金融機関は1カ所ですか。金融機関は、1カ所だけか。いくつも金融機関があるのだけれど、金融機関によって違うのか。

財政課長 ちょっと今借入先別のものは、全てはわかりませんが、ただ、市中銀行につきましては、農協さんも入れて6銀行ございますので、一つも切っていないというところは、多分、今までないと思いますので、そのような状況でございます。

中野長勲委員 いいです。

委員長 よろしいですか。

先ほどお願いした書類ができ次第、ここで、一たん、休憩をしたいと思います。でき次第、委員の皆さんにお配りをしていただいて、休み時間内に、一つ、研究をしていただきまして、午後1時から再開をしたいと思います。そういうことで一つよろしく願いをいたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 それでは時間になりましたので、休憩を解いて再開をいたします。

先ほど提出をいただきました資料であります、短時間でありますのでなかなか100%理解することは可能、不可能と思いますが、何かございましたらお出しをいただきたいと思っております。

白木俊嗣委員 これは、収支割の予算書なのだね。この中で、収入で支出があつて、この下に、6,488万円という数字があるね。1ページ。その下に今度は財務活動収支の部というものがあつて、8,500万円借り入れしてあるけれど、このはあれですか、下のほうの8,500万円の中で操作をするわけか。これは、赤字のままで放つて

おけないものね

振興公社理事長 私のほうから、では、御指摘のとおり、この事業収支が6,488万円の、いわゆるお金が足りないということでございますので、財務活動収支のところでは8,500万円の、この時点では長期の借入金ということになっております。長期の借入金1,760万円の返済を、財務活動支出のほうで返済をしまして、当該年度財務活動支出、年度末には6,794万円の借入金が残っているということでございます。

白木俊嗣委員 あと上の6,488万円というのがある。このというものは、この中で操作するということだね。

振興公社理事長 そういうことでございます。

白木俊嗣委員 そうなると、先ほどの質問の中で、借入金の利息が1%と言ったか、1%だと、この8,500万円。

委員長 0.1%。

白木俊嗣委員 0.幾つで、高いところでも1%というような話だったね。その中で、もし仮に8,500万円を借りても、この上の支払い利息というものがあるけれど、202万円とってあるけれど、そうすると、利息の額が非常に多いわけだ、予算でみてある額がね。皆さんに言わせると、これで予算を認めたではないかと言われるので、あえて聞くのだけれど、8,500万円の1%というと85万円だと思ふけれど、202万円というものは、どこから出したわけか。

振興公社理事長 今、申し上げてございますのは、あくまで、期首と期末の借入金残高でございますから、その間に運転資金とか、資金を借りなければいけない部分があるわけです。

白木俊嗣委員 それは、わかる、わかる。

振興公社理事長 例えば、市から収入が遅れて来ますよね。私どもは、事業費として支払わなければいけない。それは、一時借入金で賄わなければいけないという分がございますから、それを資金繰りでやっていきますと、やはり200万円くらいの短期的な資金もあわせて支払利息が発生するというところで計上してございます。

白木俊嗣委員 だから202万円というけれど、8500万円の金で1%だったら85万円ではないか。あまりにも大きいわけだ。だから、また、皆さんのよく奥の手で、利息を認めてくれたではないか、借入金をその中で、幾らでも借入れしていますよというようなことをまた言いかねないので、あえて聞いているだけけれど。

振興公社理事長 かなり具体的に、具体的と言いますか申し上げますと、全体の事業活動が公社では約6億円を予定しております。6億円の資金というものは、上の事業活動の収入の部で5億3,600万円という収入を除いて、除いてと言いますか、それをあてにして、あとは借入金で支弁してやっているわけですが、この収入がタイミング良く、私どもの支出にあわせて収入が前もって出てくるということになれば、それはそれで、借入金は、全く、いわゆる長期の収支、期末の収支残高に載るので、御指摘のとおり八十何万円済むわけでございます。中で資金繰りはやはりしていかなければいけないものですから。例えば、国の補助金とか、あるいは市の補助金等々につきましては、事業終了後に交付されるわけでございますから、私どもは、事業をやっていく中では前払い金もございまして、現金払いもございまして、そういうものでやっていくためには、借入金を発生させて中でやらなければいけないということになりますから、この程度の支払い利息は必要であろうということで予算化させていただいております。

白木俊嗣委員 それともう一ついいかい。この租税公課で26万円みてあるね。これは、多分法人税だと思うけれど、法人税はこんなにあるか。多分、事業をしても利益は出てこないと思うけれど、では均等割だけでないかと思うけれど。

振興公社理事長 実は、会計士と相談をさせていただいてございますが、私どもは一般財団法人でございます。したがって、いわゆる収益的事業、公益事業に認定されますと非課税措置が取られますが、収益的事業に認定されますとその分の損金を差し引いて益金に課税をされる場合があります。今回の場合は、少しグレーの部分がございますが、これは、法律が昨年施行されたばかりでございますので、税制の部分がそこまで至っておりません。したがって、場合によっては、いわゆる収益的事業というふうに認定をされて益金が発生する場合がございますので、経理士の指導にしたがって、多少の税金を予算計上させていただいているというものでございます。今年の決算を見てみると、もう決算は済みましたのですが、決算認定を税務署としていただかないと、どれが収益的事業に認定されるかということがちょっとわかりませんので、予算措置としては、これくらいで計上させていただいております。

白木俊嗣委員 あと、こう見て、こんなにかかるのかと思うのは消耗什器だとか備品の関係1,480万円、その下にある使用料及び賃借料で2,400万円からのものが出ているよね。そんなにあれか、什器だとか必要になってくるわけか。その内訳を少し教えてほしいけれど。

振興公社理事長 これは、ひとり親家庭の在宅就労支援事業ということで、約2年間に渡りまして3億円余の国からの補助金を、100分の100の補助金をいただきまして、今年度は、2ページ目にございますのが、2ページ目の縦罫の、細かくて恐縮ですが、合計の左側欄をごらんいただきますと1億8,129万円の事業活動収入ということで計上させていただきます。本年度はこれを市から受託をしまして、国の補助金をいただく中で事業化をしてみようとするものであります。内容につきましては、特にひとり親家庭の方々の在宅の支援をしていくということで、IT関係、特にIT関係の研修を受けまして、その研修期間中は一定の給付をしつつスキルをつけて、在宅、あるいは就労しての仕事が受けられるだけの能力を身につけさせるという、こういう事業でございます。その中で、1,450万円につきましては、そういう研修を受ける備品、パソコン等の備品、ソフトウェア等々を購入してもいいよという補助金の内容になっておりますので、そこに充てたいということで予算化をするものでございます。

白木俊嗣委員 使用料、賃借料というものは、

委員長 使用料、賃借料はいいがですか、その下の。

振興公社理事長 8ページに今申し上げました、ひとり親家庭等の在宅就労支援事業の収支予算の内訳表がございしますので、それをごらんいただきたいと存じますが、上から10行目くらいのところに使用料及び賃借料支出で2,148万円ということでございます。ワークステーションの研修施設の使用料、それから光ファイバーの回線の使用料、それから特に多いのがコンピューターのリース料等々でございます。こういうものに充ててもいいよということでございますので、そういう設備と言いますか、そこを借り上げる支出として計上をさせていただいております。

白木俊嗣委員 もう1個だけ。その下にある支払負担金の3,020万円、これは訓練手当50人分と書いてあるけれど、これは何の訓練をするわけか。

振興公社理事長 このひとり親家庭の在宅就労支援事業は、先ほど申し上げましたように厚生労働省の補助事業でございます。御承知いただいておりますとおり、ひとり親家庭の皆さんは、収入が極端に少ないという統計も出ているようなことございまして、何とかひとり親家庭の方々の職業訓練をして、自立ができるようなところまでもっていききたいという施策でございます。その施策の中で、実は、訓練期間中に訓練手当ということで、月5万円程度の給付金が出るようになっております。これは、国の制度なものですから。国の制度の中で、その補助金の中にその訓練手当が含まれておりますので、例えば、私どもがこの事業をやって、何人かのひとり親家庭の方がパソコンやいろいろな訓練をする

ということになりますと、その方々に月当たり大体5万円程度の給付金と言いますか、手当を逆に払う、払って上げられる、給付できる、こういう事業でございます。そういうことでございます。

白木俊嗣委員 いちいち説明を聞けばよくわかるけれど、ただ問題は債務負担行為が6,000万円が、2億8,500万円からになるので、やはり抑えるところは抑えて、結局、運営できなくなってくれば、市がみんな負担せざるを得ないし、市だってそんなに裕福などということはないと思うから。切れるところはなるべく切って、みんなに理解できるような決算なり何なり、予算をしてほしいと思う。いいです、それで。

副委員長 今回の改修事業で多額な交付金を使って、返済は約10年をめぐりに返済をしていくというような説明を受けたのですが、テナントの関係で、契約期間6年ということで、その6年という意味が、何か特別あるのかどうかをお聞きしたいと思います。

振興公社理事長 私どもが、今、テナントといろいろな折衝をさせていただいてございますが、通常、6年契約というのは、法的に決まったとか何とかということではございませんが、通常が6年でやられていることが、一般の商習慣であるようでございます。3年間で一応賃料の見直しと言いますか、を行って、6年契約というのが通常です。ただ、全部がそういう形ではないかと思えますけれども、業種によりまして、そういうことが商習慣として定着をしているということでございます。

副委員長 やはり多額の事業をかけていて、なおかつ、イトーヨーカ堂の社長が熱意を持って、プロが経営をしてきても実際に事業が成り立たなかったという現状の中で、このテナントがいつまで継続、もちろん利用していかなければいけないのですけれど、いつまで継続できるかということが、やはり、多くの心配の内容の一つになっているのですが、その6年契約ということで3年間で見直しをするということですが、その契約期間ももたない、もたないと言うと変な言い方なのですが、それを実行できなかった場合、契約したテナントに課せられる条件というか、そういうものがありましたら教えていただきたいです。

振興公社理事長 基本的には、中途の契約解除は、一定のペナルティを課せられるというのが通常の契約だろうというふうに思います。また、契約行為には私どもは入っておりませんので、実際にはそういうことができるかどうかわかりませんが、一定のペナルティを課すということだろうと思います。ただ、今回の場合は、なかなかテナントが決まらなかったということもございまして、一般的にその出店をしてくる側の、売り手市場みたいなことがございますので、そこまで、私どもが契約行為に至った時に、違約金をかけられるかどうか、解約のペナルティをかけられるかどうかということは、これからの交渉にかかっているというふうに思っております。ただ、一般的に、例えば6年の契約をして3年目に出てしまったよと、あと6年の契約期間だけ家賃だけ払ってくださいよというようなことは、多分できないというふうに思っております。ただ、敷金と言いまして、その保証金みたいな制度がございますので、それはいただくつもりでございますが、その差し押さえというには、少し言葉に語弊がありますけれども、それは、ペナルティとしていただくようなことに一般的にはなるのかなという感じですが、ただ、それを保証金という名目で預かるのか、預り金、いわゆる敷金として預かるのか、その辺も法的な見解が違いますので、それはこれからのテナントとのお話し合い、協議になってこようかなと思います。

委員長 ほかにいかがですか。質疑がないようですので、次に議案に対する討論を行います。討論はございますか。

小野光明委員 先程来、商習慣を理由に交付金が一時期であれ、その用途がはっきりしないというのは、私は納得できませんので、今回の議案については反対いたします。

委員長 ほかに討論はございますか。

それでは、討論を終わりまして、反対意見がございまして、当議案に対しましては挙手によって決したいと思えます。それでは、議案第2号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)に対して、原案に対して賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手3人〕

委員長 3人。それでは、念のために反対の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手3人〕

委員長 3人。そうすると、可否同数、3対3の同数ということでもありますので、委員会条例第16条第1号の1項の規定によりまして、委員長の決するところにより採決いたしたいと思えます。議案第2号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)につきましては、可決すべきものと決します。以上で、総務環境委員会に付託をされました議案、議了をいたしました。大変御苦労さまでございました。

その他

委員長 続きまして、その他、ございましたら。

総務部長 本日全員協議会をお願いしてございます。その件で報告事項でございますけれども、2点お願いしたいと思えますけれども、1つは、平成22年度の税制改正の概要をお話させていただきます。これは、3月31日で公布になりました地方税法等の一部を改正する法律が4月1日から施行になっております。これに伴いまして、市の税条例、これも連動して専決処分をさせていただいておりますので、その内容について報告をさせていただきます。

もう1点は、3月10日に市道の岩垂笹賀線、郷原橋から堅石橋の間ですけれども、3月9日、10日の朝にかけて雪が降りました。その関係で舗装面に広く穴があいてしまいまして、8台、車がそこに落ちてしまったということがございまして、その補正予算を専決をさせていただきたいということのお願いでございます。その2点を全協に話させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

委員長 特に委員の皆さん方は、よろしいですね。

それでは、以上で全て終了させていただきます。大変御苦労さまでございました。

午後1時22分 閉会

平成22年4月8日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印